

「障がいのある人もない人も暮らしやすい徳島づくり条例（仮称）及び施行規則の素案」に対する県民意見等と徳島県の考え方

「障がいのある人もない人も暮らしやすい徳島づくり条例（仮称）及び施行規則の素案」に対するオープンとくしま・パブリックコメントを実施した結果、13名の方から50件のご意見が寄せられました。寄せられたご意見に対する徳島県の考え方等は、次のとおりです。

意見募集期間：平成27年9月16日（水）から平成27年10月15日（木）まで

No.	御意見の趣旨	県の考え方
1	救急車、消防車、警察をメールで呼べるようにしてほしい。FAXではいざという時に実際に呼べない。	警察においては、事件・事故などに遭ったとき、携帯電話の文字による対話で警察へ通報する「対話式メール110番」を運用しています。御意見については、今後の施策を進める上で参考とさせていただきます。
2	時間外や休日に急に病気になって病院に行きたい時に、電話ができなくて病院探しに困る。メールで病院を問い合わせることができるシステムを作ってほしい。	御意見については、今後の施策を進める上で参考とさせていただきます。
3	市町村の福祉機器支援の内容が時代に合っていないので、見直してほしい。	御意見については、機会を捉え、市町村にお伝えします。
4	常時、手話通訳者を配置し、カルチャースクールの講座に気軽に参加できるようにしてほしい。	御意見については、今後の施策を進める上で参考とさせていただきます。
5	障がい者交流プラザの予約は障がい者が使いやすいように、優先的に予約できるようにしてほしい。	障がい者交流センターの研修室等については、多くの皆様に御利用いただき、なかなか予約ができない状況と、指定管理者より聞いております。 県では、平成26年4月より、障がいのある方については利用しようとする日の1年前より、障がいのある方以外については利用しようとする日の6ヶ月前から予約できるよう改定し、障がいのある方が優先的に利用できるようにしております。今後も障がいのある方の活動と交流の拠点として、一人でも多くの方に利用していただけるよう努めてまいります。
6	交流プラザの中にあるビデオライブラリーを全部DVDにしてほしい。ビデオデッキがないので見るができない。	新しい作品については、DVDで対応しております。また、過去の作品でビデオテープによるものについても、著作権の処理をしながら順次DVD化をしております。
7	パラリンピックと同じようにデフリンピックも支援してほしい。	県では、昨年より「徳島県パラリンピック等選手育成強化支援事業」を実施し、県内在住又は県出身の方で、障がい者スポーツに取組み、将来パラリンピック及びデフリンピックへの参加が期待できる選手及び団体について支援を行っているところです。今後も、パラリンピック同様、デフリンピックについても選手への支援を続けて参ります。
8	障がい者の地位や権利状況、社会的立場などが恵まれないことが多い現実があるのに、そこを起点にしている感じが無い。障がいのある人となない人が、同じレベルの立場に立っている前提の表現が目立つ。障がい者差別や基本的人権をはじめとした本来保障されるべき権利が現実損なわれていることを是正していこうとする施策が必要ではないか。	本条例では、障がい者の権利を擁護するための施策として、差別や合理的配慮の提供について相談に応じる専門相談員の設置や、具体的な差別事案の解決のための助言・あっせんを行う調整委員会の設置などを規定することとしております。御意見については、今後の施策を進める上で参考とさせていただきます。
9	目的について、「権利擁護の促進等の基本的事項を定め、障がいのある人の社会参加等を促す。」とあるが、いきなり「社会参加」を持ち出すのではなく、その前に「障がいのある人がまず安心して暮らせてはじめて持てる能力を発揮し、その上で社会参加にチャレンジできる」のではないだろうか。	本条例では、障がい者の自立と社会参加を一層促進するとともに、障がい者の権利を擁護するため、差別や合理的配慮の提供について相談に応じる専門相談員の設置や、具体的な差別事案の解決のための助言・あっせんを行う調整委員会の設置などを規定し「障がいのある人が安心して暮らせる」社会を実現して参りたいと考えております。

No.	御意見の趣旨	県の考え方
10	<p>基本理念について、「全ての障がいのある人が、社会構成の一員として、自らの意思によりあらゆる分野の活動に参加し、互いに支え合い安心して暮らす」とあるが、「安心して暮らすこと」が先にあり、その上で社会に向かって自身を広げ、「社会参加に足を踏み入れることができる」のではないかと。また障がい者はマイノリティとされ、マジョリティとの平等対等が実現していない今の社会では、障がい者が社会的弱者であることを明らかにふまえた条例であるべきではないか。</p>	<p>本条例では、障がい者の自立と社会参加を一層促進するとともに、障がい者の権利を擁護するため、差別や合理的配慮の提供について相談に応じる専門相談員の設置や、具体的な差別事案の解決のための助言・あっせんを行う調整委員会の設置などを規定し「障がいのある人が安心して暮らせる」社会を実現して参りたいと考えております。</p>
11	<p>全ての障がい者が、障がいにより精神、身体、認知機能、コミュニケーション機能等のため、本人が求めたくても「求められない」場合が多々ある。また、その場合は障がい者間でも異なる。「Ⅰ権利擁護の推進の②相談体制や③事案解決の仕組み」において、「障がいのある人等」は本人だけでなく、家族や支援者、専門職など、また一般的に代弁者と言われる本人に代わって権利擁護を申し立てる人なども「求めることができる」としなければ、実効性が損なわれるのではないかと。</p> <p>また、特定相談、事案解決のための助言・あっせんについて、適正な指導・措置を行うことのできる権限があるものとして明記してほしい。</p> <p>更に、万一相談等の場で不適切な取り扱いがなされた場合に、別途外部（第三者的）の苦情申し立て窓口の設置、明記してほしい。</p>	<p>助言又はあっせんについては、「差別等を受けた障がいのある人」だけでなく、「障がいのある人に対する差別等を発見した者」についても求めることができるよう、実効性が損なわれない規定といたします。</p> <p>助言又はあっせんに、正当な理由なく従わない場合には、知事による勧告ができることとしております。さらに、その勧告に正当な理由なく従わない場合には、公表することも可能となっており、助言又はあっせんの実効性を担保したいと考えております。</p>
12	<p>「Ⅱ地域における共生社会実現の取り組み ①情報の取得、コミュニケーションに対する支援」で「点字及び音声での情報提供の普及・・・」と、視覚と聴覚障がいについては特記されているが、他のコミュニケーション・伝達に齟齬のある障がい者が圧倒的に多いとわかってきた現在、例えば、「その他のさまざまなコミュニケーションの障がいにも理解と配慮の普及・施策」を盛り込むべきではないか。</p> <p>特に今研究や利用が進んでいる、最新のコミュニケーションツール～ICT（Information and Communication Technology）の活用と言及してほしい。近い将来に更に進んだユニバーサルデザインのツールとして広範囲に多用されるであろうICTツールの活用促進理念を是非とも盛り込んでほしい。</p> <p>また、「災害その他非常の事態の際、市町村と連携し、多様な情報提供の手段を確保する」とあるが、「障がい者の障がい特性とコミュニケーション能力・方法の差異に応じた理解のもとに、多様な情報提供の手段を確保する」と加えるべきではないか。</p>	<p>いわゆる情報支援機器を始め点字や音声以外の意思疎通手段についても、明記したいと考えております。</p> <p>災害時の情報提供についても、障がいの特性に応じた多様な対応が図られるよう情報提供手段を確保して参りたいと考えています。</p>
13	<p>「③自立と社会参加」のところで「スポーツ活動の振興」「文化芸術活動の充実」「地域の場における活躍の場の充実」とあるが、まず前提基盤となる「障がいの個性に応じた自分らしい暮らしの充実」が掲げられるべきではないか。</p> <p>自分らしく強みを発揮して働けば自信を取り戻せる大きな場でもある「就労」も触れられておらず、「自立」を掲げているところが全くないのではないかと。</p>	<p>「スポーツ活動の振興」「文化芸術活動の充実」「地域における活躍の場の充実」などを通じて地域における共生社会を実現することにより「障がいの個性に応じた自分らしい暮らしの充実」ができるよう必要な施策を講じて参りたいと考えています。</p> <p>就労分野については「徳島県障がい者の雇用の促進等に関する条例」を定め、障がい者への就労支援に取り組んでいるところです。また、本条例においても障がい者就労施設等からの物品・役務を積極的に調達することを明記し、障がい者の福祉的就労について支援していきたくて参っております。</p>

No.	御意見の趣旨	県の考え方
14	<p>「情報の取得、コミュニケーションに対する支援」について、誰がどのように提供するのがわからない。また、次の事項が図られるような条例にしてほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報機器についても、十分な支援を考えれば、人的支援の活用が必要ではないか。 ・障がいのある人の障害特性に応じた多様なコミュニケーション手段を確保し、充実を図るようにする。 ・窓口には障がい特性に関する専門知識を有する障がい当事者を含む外部有識者を入れる。 ・障がい者の適切な意思表示のために、コミュニケーション方法（手段の）配慮だけでなく、コミュニケーションを支援する者の設置 ・点字及び音声での情報提供を行い、障がい者から理解が得られない場合には、障がい当事者団体に意見を求めたり、相談するなど建設的な解決を図る。 ・災害時も含めて、施設館内の放送など緊急情報を聞くことが難しい障がい者に対しては、電光ボードや電光掲示板などを活用し、館内の目につきやすい場所にわかりやすい表現で掲示する。 ・資料と手話もしくは文字通訳（要約筆記）を同時にみることができないので、障がい特性にあわせ介助員をつける配慮をしていく。 	<p>県が障がいのある人の情報の取得及び意思疎通を支援していくとともに、県民や事業者において、障がいの特性に応じた多様な情報提供手段等が普及されるよう努めて参ります。</p> <p>御意見については、今後の施策を進める上で参考とさせていただきます。</p>
15	<p>「障がいのある人の移動の支援」について、盲ろう者のように常に介助員が必要な方にとっては、自宅であっても移動手段の支援が必要。24時間体制を視野に入れた施策を講じてほしい。</p>	<p>御意見については、今後の施策を進める上で参考とさせていただきます。</p>
16	<p>「自立と社会参加」について、スポーツや芸術活動をしたくてもできない環境にある人の参加をどのように促すのか。コミュニケーション保障がされなければ障がい当事者の指導者の養成や資質向上はできないのではないか。</p> <p>スポーツについて、障がいのある人となない人がともにできるスポーツ活動することで相互理解は深まるのでしょうか。パラリンピック競技大会などでなく、しっかり「デフリンピック」と明記してほしい。</p> <p>自治会活動では、役割当番を聞かえないことを理由に飛ばされたりと偏見が多い。地域において障害理解を深められるような学習会を開催するなどの施策を講じてほしい。</p> <p>自主防災組織などに参加したくても、情報保障や情報提供がなされないと参加できない。県の活動なども障がい者の当事者団体などと契約し、災害時に情報を共有できるシステムを構築してほしい。</p>	<p>御指摘のとおり、スポーツや芸術活動をしたくてもできない、重度の障がいのある方等に対し、如何にその機会を提供又は参加を促していくかについて、今後の課題だと考えております。</p> <p>県としては、障がいのある人となない人が共にスポーツ活動等に取り組んでいくことで、相互理解が深まると考えており、パラリンピック出場選手に県内の各学校でご講演を頂くとともに、小中高生と交流し、ご好評いただいております。また、デフリンピックについては、パラリンピックと同様に支援してまいります。</p> <p>地域においても障がい理解が深められるよう県民理解の促進をしっかりと行って参りたいと考えております。御意見については、今後の施策を進める上で参考とさせていただきます。</p>
17	<p>「県民理解の促進」について、学校教育の中で、障がい理解をすすめているが、「障がい者には、優しくしてあげる」「支援などの手助けの対象」であるような扱い方をされていないか、確認して欲しい。</p>	<p>「全ての県民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を共有するかけがえのない個人として尊重される」という「基本理念」のもと、県民理解を促進して参ります。</p>
18	<p>物理的情報バリアや抑圧的な価値観や偏見などの社会的障壁によって困難さを感じている。他の人ができることが、同じようにできないことに不公平さを感じている。そのような思いをしている人がいることを理解し、「社会を変えていきたい」と思うことから行動につながる。</p> <p>障害が困難ではない。困難さを解消できる社会であれば障害は障害でなくなるようにしていく条例にしてほしい。</p>	<p>「全ての県民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を共有するかけがえのない個人として尊重される」という「基本理念」のもと、取り組んで参ります。御意見については、今後の施策を進める上で参考とさせていただきます。</p>
19	<p>手話通訳を依頼するには手続きが必要で短時間で終える用件に対しては不都合が生じている。病院、郵便局、銀行等設置の手話通訳者が設置されていない場所においてはタブレットやスマートフォンを利用し遠隔手話通訳ができるようにしてほしい。手話通訳者不足の解消になると思う。</p>	<p>御意見については、今後の施策を進める上で参考とさせていただきます。</p>
20	<p>手話通訳を依頼するには現在FAXでの申し込みが中心となっている。携帯及びスマートフォンでの対応が可能になると良いと思う。</p>	<p>手話通訳の派遣依頼においては、視聴覚障がい者支援センターで受付を行っています。今年度より、従来のファクシミリに加え、視聴覚障がい者支援センターのホームページに「手話通訳者派遣依頼フォーム」を設けスマートフォン等で受け付けられるようになりました。ぜひ御活用ください。</p>

No.	御意見の趣旨	県の考え方
21	<p>徳島県でも「危険」であるということを理由に、聴覚障がい者の利用を「お断り」される事例がある。付き添いが居れば受け入れ可能とのことだが、その費用等は、聴覚障がい者または付き添い者が、払うことになり利用をあきらめているのが現状である。この条例が、施行されても県の指導や罰金制度等がないかぎり、「障がいのある人もない人も暮らしやすい徳島」の実現は、難しいのではないか。</p>	<p>平成28年4月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、事業者においては、障がいを理由とする差別が禁止されるとともに、合理的配慮の提供についても努力義務とされます。県としては、本条例により差別や合理的配慮の提供に関する相談体制を整えることとしており、関係者間の調整や助言・あっせんにより事案解決を図って参りたいと考えております。</p>
22	<p>幼稚園、小・中・高等学校の各年齢に応じ、障がい者を理解する学習時間を採り入れて欲しい。小さい頃から障がい者とふれあっている人と、大人になり偏見をもって人との障がい者理解の程度は違うと思う。</p>	<p>障がいのある生徒等と障がいのない生徒等の共同学習やその他交流の機会を積極的に推進して参りたいと考えております。</p>
23	<p>公共交通機関等において、天候の乱れ等による遅延や乗降場所の変更等のお知らせは、高齢者や聞こえない人もいることを配慮し、視覚でも確認できるよう配慮して欲しい。</p>	<p>平成28年4月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、事業者においては、障がいを理由とする差別が禁止されるとともに、合理的配慮の提供についても努力義務とされます。公共交通機関において、合理的配慮の提供がなされるよう条例及び法律について周知して参りたいと考えております。</p>
24	<p>県の広報を始め、徳島県内の事業者の広告等には、電話番号だけでなくFaxやメールアドレスを必ず入れることを、条例に規定して欲しい。</p>	<p>平成28年4月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、事業者においては、障がいを理由とする差別が禁止されるとともに、合理的配慮の提供についても努力義務とされます。合理的配慮の提供がなされるとともに、障がいの特性に応じた多様な情報提供手段が確保されるよう、県はもとより事業者に対しても条例や法律について周知して参りたいと考えております。</p>
25	<p>町中に文字や絵を使った案内があると良いと思う。</p>	<p>御意見については、今後の施策を進める上で参考とさせていただきます。</p>
26	<p>字幕入りの映画は決まった期間・時間しか上映されていないので、いろいろな時間帯等にも上映して欲しい。</p>	<p>平成28年4月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、事業者においては、障がいを理由とする差別が禁止されるとともに、合理的配慮の提供についても努力義務とされます。合理的配慮の提供がなされるとともに、障がいの特性に応じた多様な情報提供手段が確保されるよう、事業者に対し条例や法律について周知して参りたいと考えております。</p>
27	<p>病院等の様々な受付に聴覚障がい者でも分かるよう、バイブ付きの機械を準備し、呼び出せるようになると良いなと思う。</p>	<p>平成28年4月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、事業者においては、障がいを理由とする差別が禁止されるとともに、合理的配慮の提供についても努力義務とされます。合理的配慮の提供がなされるとともに、障がいの特性に応じた多様な情報提供手段が確保されるよう、事業者に対し条例や法律について周知して参りたいと考えております。</p>
28	<p>概要を読んだが、抽象的だと思う。もっと具体的に規定して欲しい。</p>	<p>御意見については、条例を制定する上で参考とさせていただきます。</p>
29	<p>自立と社会参加を更に推進していただきありがたい。</p>	<p>条例の趣旨に御理解いただきありがとうございます。</p>
30	<p>重度の肢体障害者にとっては社会参加より前に、基本的な生活がままならなくなっている。次の事項が解消できるような条例にしてほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市バスの民営委託により低床バスの利用がしにくくなっている。 ・バリアフリー公営住宅が不足している ・重度の障害者が利用できるケアホームが不足している。 ・ホームヘルパーが高齢化で不足している。 ・生活介護でのリハビリテーション枠が不足している。 	<p>御意見については、今後の施策を進める上で参考とさせていただきます。</p>

No.	御意見の趣旨	県の考え方
31	<p>障がい者についての法整備は整いつつあるのかも知れないが、その障がい者を産み育てている親たちについても、フォローしてほしい。</p> <p>子供達が療育等に行くために親（特に母親）は仕事を辞めたり、再就職したくてもできない。病児保育に障がい児（病気のある子）たちが通えるようになれば、親たちは働くこともできるだろうし、引きこもりうつ状態になることも少なくなるのではないか。</p>	<p>障がいのあるお子様への支援としては、児童発達支援や放課後等デイサービスなどがございます。また、中央こども女性相談センター、南部こども女性相談センター、西部こども女性相談センターなどにおいて、障がい児の相談支援を行っております。発達障がいについては、発達障がい者総合支援センターにおいて、ペアレント・トレーニング事業なども実施しながら、保護者の方への相談支援を行っております。</p> <p>御指摘のとおり、障がいのあるお子様を持つ保護者の方を全般的に支援していく仕組みや、病児保育に関する制度については、今後の課題だと考えております。御意見については、今後の施策を進める上で参考とさせていただきます。</p>
32	<p>自分で自立して生活できる方に対するフォローばかりがよく目に付く。自分では何もできない程の障がいや病気のある子供たちが、どれだけ多くいるのかをもっと知って欲しい。</p>	<p>御意見については、今後の施策を進める上で参考とさせていただきます。</p>
33	<p>障がい児のフォローは、ひのみね療育センターへと言われていますが、県南や県西の方たちは何時間かかけて通わないといけない。車に乗れない母親たちは通うことを断念している方もいる。</p>	<p>発達障がいの相談については、県内五ヶ所で移動相談室を開催するとともに、平成27年5月に、発達障がい者総合支援センターの新たな拠点として、県西部に「発達障がい者総合支援センター アイリス」を開設いたしました。こちらのご利用も御検討くださいますようお願いいたします。</p>
34	<p>必要な支援は、その時々で変わってゆく。しかし、役場に相談に行っても顔や相談内容も覚えられておらず、一から説明し、情報を得られます。教えてもらっていない情報も多い。必要な情報を小出しにするのではなく、支援等に関する情報提供の場（サービス）を充実させて欲しい。</p>	<p>県においては、国や県における障がい福祉施策や制度の概要をまとめた「障がい者（児）福祉のしおり」を毎年度発行し、情報の周知に努めているところです。御意見については、今後の施策を進める上で参考とさせていただくとともに、機会を捉え、市町村にお伝えします。</p>
35	<p>差別等に関する万全な相談体制を構築するため、専門相談員には障がい者差別の問題に詳しい法律の専門家や大学など研究機関の先生等にも委嘱してほしい。調整委員会も同様に弁護士等の専門家を任命してほしい。</p>	<p>差別や合理的配慮の提供等に関する相談や助言・あっせんについての審議等が適切に行われるよう、専門的な見識を持つ専門相談員や調整委員会の委員を任命いたします。</p>
36	<p>障がいのある人の移動に対する支援では、まず県庁自らが手本となるべく、県庁周辺を含めた県庁舎のバリアフリー化対策を至急実施してほしい。</p>	<p>御意見については、今後の施策を進める上で参考とさせていただきます。</p>
37	<p>差別の禁止及び合理的配慮に関する啓発等では、具体的な差別事例や合理的配慮の事例を示し、県職員をはじめ県民等への研修や講演会を実施してほしい。</p>	<p>御意見については、今後の施策を進める上で参考とさせていただきます。</p>
38	<p>3年または5年を目処に見直し可能な条例としてほしい。</p>	<p>御意見については、今後の施策を進める上で参考とさせていただきます。</p>
39	<p>それぞれの障害者の特性に応じて避難しやすいように、予行訓練を行うなど、災害時の障害者の対処法は予め準備できているのか。</p>	<p>徳島県地域防災計画における「要配慮者は、自力による避難が困難であったり、災害情報の伝達に配慮すべき点があることなどから、浸水や土砂災害等の情報伝達や避難対策などが重要」との認識のもと、県においては「災害時要援護者支援対策マニュアル」を作成するとともに、各市町村に対し「避難行動要支援者名簿」の整備を促し、障がい者の災害時の対策に努めています。今後も防災部局や市町村と連携しながら、対策を講じて参りたいと考えております。</p>
40	<p>日常生活において、障害者と一緒に取り組む機会は殆どない。中学の頃、ダウン症の方を招待し、一緒に運動会を行った。そのような機会を設けるべきではないか。</p>	<p>障がいのある生徒等と障がいのない生徒等の共同学習やその他交流の機会を積極的に推進して参りたいと考えております。</p>
41	<p>自分自身や自分の子供が障害を抱える可能性はゼロではない。当事者になってはじめて気が付くことが多い。障害者を持つ家族のコミュニケーションを深めることも大切なはずであり、そういう場を県が提供したり、その活動をもっと広めてほしい。</p> <p>同じ一人の人間として、そして同じ徳島県民として障害をもつ人とその家族が住みよい暮らしができるよう願っている。</p>	<p>「全ての県民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を共有するかけがえのない個人として尊重される」という「基本理念」のもと、取り組んで参ります。御意見については、条例を制定する上で参考とさせていただきます。</p>

No.	御意見の趣旨	県の考え方
42	<p>条例の趣旨に賛同する。</p> <p>条例を実効性あるものとするには、県民理解促進のために、次の取組が必要と考える。県民理解促進として、学校の授業の中で、障がい者との交流機会をつくるなど、障がいのある人もない人も暮らしやすい社会とするために、自分たちができることを考える場も必要ではないか。また、大人に対しても障がい者の方にどういった場面でフォローをすると良いか等、分かっていない人も多い。県の広報誌等で周知が必要ではないか。</p>	<p>条例の趣旨に御理解いただきありがとうございます。障がいのある生徒等と障がいのない生徒等の共同学習やその他交流の機会を積極的に推進して参りたいと考えております。</p>
43	<p>障害者を雇用する職場には、障害者職業生活相談員がいる。しかし、研修を受けただけの障害者職業生活相談員に障害者のための職場改善などの熱い気持ちはない。障害者職業生活相談員には、当事者と当事者を抱える家族がなるべき。障害の特性に応じた配慮を職場に対して代弁することを求める。障害者雇用だけが目的ではなく、障害者のために働きやすい環境を作るのが相談員の仕事ではないか。</p>	<p>5人以上の障がいのある従業員が働いている事業所では、「障害者の雇用の促進等に関する法律」により、厚生労働省が定める資格を有する従業員のうちから障害者職業生活相談員を選任し、職業生活全般における相談・指導を行うよう義務づけられています。障害者職業生活相談員の認定講習については、全国の高齢・障害・求職者雇用支援機構の各支部が実施しております。御意見の趣旨は機会を捉え、所管省庁にお伝えします。</p>
44	<p>聴覚障害者にとって、一番困るのが病院に行く時だと聞く。何時どここの病院に行っても、手話通訳による診察説明が受けられるようするべきではないか。</p>	<p>御意見については、今後の施策を進める上で参考とさせていただきます。</p>
45	<p>手話通訳奉仕員養成講座や手話通訳者養成講座などを大々的に宣伝して、手話を覚えたい人が学べる環境を作りたい。</p>	<p>初めて手話を学ばれる方のために、市町村において「手話奉仕員養成講座」を開催しています。また、市町村の手話奉仕員養成基礎課程を修了された方、又はそれと同等の知識を有する方に対しては、県主催の「手話通訳者養成講座」を実施しています。</p> <p>今後も、より多くの方に受講していただけるよう広報に努めて参ります。</p>
46	<p>来年はろうあ者大会が徳島で開催される。テレビなどで報道し、徳島であることを啓発すべきではないか。</p>	<p>御意見については、今後の施策を進める上で参考とさせていただきます。</p>
47	<p>「情報アクセス・コミュニケーションの支援」の「支援」とは、誰がどの様に提供、促進、もしくは確保するのか。</p>	<p>県が障がいのある人の情報の取得及び意思疎通を支援していくとともに、県民や事業者において、障がいの特性に応じた多様な情報提供手段等が普及されるよう必要な施策を進めて参ります。</p>
48	<p>機器による情報支援だけではなく、聞こえない者の立場で人的な支援を活用する観点から「支援を利用する機会を確保するため必要な措置を講ずる」というように、具体的に明示すべきではないか。</p> <p>公的機関における手話通訳者の設置・配置が進まない要因となっているのは、聞こえない者だけの責任で手話通訳者等を活用せざるを得ない状況であることである。コミュニケーションが図れないことは、双方の問題あり、聞こえない当事者の見方や考えではなく、聞こえる側にも支援を受けられる立場であることを認識しなければならないと考える。県民に示すためには、県知事が率先して手話通訳者等を利用もしくは活用する状況を作らなければならないと考える。字幕や手話通訳がついた議会も実現してほしいです。そこからがスタートではないか。</p>	<p>「情報の取得及び意思疎通に関する支援は、障がいのある人とない人の双方が、利益を享受する主体である」という「基本理念」のもと、取り組んで参ります。御意見については、条例を制定する上で参考とさせていただきます。</p>
49	<p>情報アクセスについて、言語的バリアフリーをではなく、当初から言語的ユニバーサルデザインを施してはじめて「他の者との平等を基礎として」対等となるものと考え。東日本大震災のように災害が発生してから情報保障を考えるのでは遅すぎる。病院での呼び出しなど、音声を前提条件とした設備が、私たち聞こえない者を不安にさせ、戸惑い、苛立ちを増幅させる要因となっている。</p>	<p>「言語（手話も含む。）その他の意思疎通のための手段について可能な限り、選択の機会を確保するとともに、拡大を図る」という「基本理念」のもと、取り組んでいくとともに、障がい者の災害時の対策について、今後も防災部局等と連携しながら、対策を講じて参りたいと考えております。御意見については、施策を進める上で参考とさせていただきます。</p>
50	<p>徳島新聞に掲載される「県庁だより」を見ると、電話番号のみ掲示されており、連絡したくても聞こえないため利用できない。条例に処罰規定が必要ではないか。</p>	<p>県政に関する情報が、障がいのある人に配慮した形態や手段等によって情報提供が行われるよう努めて参りたいと考えております。</p>